

発議第 5 号

令和 6 年 9 月 3 日

国東市議会議長 元永 安行 様

提出者	国東市議会議員	吉田真津子
賛成者	国東市議会議員	瀧口由美子
賛成者	国東市議会議員	唯有 幸明
賛成者	国東市議会議員	宮園 正 敏
賛成者	国東市議会議員	白石 徳明

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則 1 4 条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新しい役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、職場における疲弊感は、日々深刻化しています。

政府は、これまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしてきましたが、増大する行政需要また不足する人員体制を踏まえると今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、国会及び政府におかれては、2025年度の政府予算または地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から、一步踏み出し、政府が進める持続的で構造的な賃上げが可能となる地方財政を実現するため、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1、社会保障の充実、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、地方一般財源総額の確保・充実に努めること。
- 2、今後一層求められる子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3、地方交付税の法定税率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4、減税を行う場合には、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、特段の配慮を行うとともに、地方財源に影響が出ないよう、その財源を必ず保障すること。
- 5、「地方創生推進費(まち・ひと・しごと創生事業費)」として確保されている一兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 6、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となった勤勉手当の支

給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財政需要を十分に満たすこと。

7、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案すること。

8、地域活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

9、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月 日

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
総務大臣	松本 剛明 様
厚生労働大臣	武見 敬三 様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫 様
デジタル大臣	河野 太郎 様
内閣府特命担当大臣（子ども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画）	加藤 鮎子 様

大分県国東市議会
議長 元 永安 行

発議第6号

令和6年9月3日

国東市議会議長 元永 安行 様

提出者	国東市議会議員	堤 康二郎
賛成者	国東市議会議員	森 正二
賛成者	国東市議会議員	瀧口由美子
賛成者	国東市議会議員	大谷 和義
賛成者	国東市議会議員	石川 泰也
賛成者	国東市議会議員	後藤 貴志
賛成者	国東市議会議員	和田 圭介

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則14条の規定により提出します。

学校給食費の無償化を求める意見書

憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償が定められている。

また、学校給食法第1条に「食育の推進」、第2条では「学校給食の目標の達成」がその役割と目的として規定されている。

しかしながら、学校給食の経費負担は、実施必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費は、設置者の負担と位置づけられ、それ以外の経費は家庭（保護者）の負担となっている。

学校給食は、食に関する指導（食育）を効果的に進めるための重要な教材であり、学校給食のもつ教育的効果に加え、栄養バランスのとれた食事の提供は子ども達の健やかな成長に非常に重要なものであり、義務教育段階においては教材費同様に無償化することが望ましい。

近年、それぞれの地域において、給食費の無償化の必要性が強く求められていることから、自治体独自の予算で無償化に取り組んでいる自治体が増加傾向にあるが、財政規模、財政状況により学校給食費無償化に踏み切れない自治体も多くあり、自治体による教育の不均衡、不平等が生じている。

2016年（平成28年）3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化が打ち出された。よって、子育て世帯の経済負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい学校給食費の無償化を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月 日

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
総務大臣	松本 剛明	様
文部科学大臣	盛山 正仁	様

大分県国東市議会 議長 元永 安行